

越谷市社会福祉施設整備工事検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別表に掲げる要綱に基づき、市から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人その他の団体（以下「法人等」という。）に対して行う社会福祉施設整備工事検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 検査は、福祉総務課、施設整備担当課及び工事検査課で行うものとする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、市から5,000万円以上の補助金の交付を受け、又は受ける見込みのある法人等が、新築し、増築し、改築し又は修繕する社会福祉施設とする。

(実施区分)

第4条 検査の実施区分は、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。ただし、工事の内容又は期間により、着工時検査又は中間時検査を省略することができる。

(検査方法及び日数)

第5条 検査の方法は、実地検査とする。

2 検査の日数は、1社会福祉施設当たり1日とする。ただし、施設の規模及び検査の内容により、2日以上とすることができる。

(検査の実施時期及びヒアリング)

第6条 検査の実施時期は、次のとおりとする。ただし、工事の内容により、これにより難しい場合は、適切な時期に実施するものとする。

(1) 着工時検査 概ね杭打ち工事の着工後又は根切り工事の着工後

(2) 中間時検査 概ね^く躯体工事の完了後

(3) 完成時検査 概ね行政検査の完了後

2 前項の検査を行うに当たっては、施設の規模又は検査の内容により、検査前にヒアリングを行うことができる。

(検査項目)

第7条 検査の項目は、次のとおりとする。ただし、着工時検査又は中間時検査を省略した場合は、その後の検査において、当該省略した検査に係る検査項目を検査するものとする。

(1) 着工時検査

ア 設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者の選定方法及び入札状況

イ 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者

ウ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容、配置技術者及び設計成果品

エ 補助金交付申請書と工事請負契約との照合

オ 工事関係書類及び施工状況

カ 工事監理の状況

キ 設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者への支払状況

ク 建設用地の購入（賃貸借）契約及び登記の状況

ケ 建設資金の確保の状況

コ その他必要な事項

(2) 中間時検査

ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更

イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更

ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違

- エ 工事関係書類及び施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク その他必要な事項

(3) 完成時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更
- ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- エ 工事関係書類及び施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に係る検査の状況
- ク 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ケ 備品購入業者の選定方法及び入札状況
- コ その他必要な事項

（検査の実施通知）

第8条 福祉総務課は、検査の実施に当たっては、施設整備担当課との連絡調整に基づき、法人等の代表者に対し、事前に検査の期日、検査担当者の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

（検査時の出席者）

第9条 検査の実施に当たっては、検査に対応することができる法人等の役職員、設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者等の出席を求めるものとする。

(事前提出資料)

第10条 検査は、別に定める社会福祉施設整備に関する進行管理表及び社会福祉施設整備工事検査調書により行うこととし、法人等から事前に提出を受けるものとする。

(検査結果の講評)

第11条 福祉総務課、施設整備担当課及び工事検査課は、検査の終了後、出席者に対し、検査の結果について講評を行うものとする。

(結果の通知等)

第12条 福祉総務課は、法人等の代表者に対し、検査の結果を文書により通知するものとする。

2 福祉総務課は、検査に基づき改善を要すると認めるときは、当該法人等の代表者に対し、文書により改善指導を行うものとし、所定の時期までに当該改善状況の報告を求めるものとする。

3 福祉総務課は、前項の報告に疑義が生じ、又は改善状況が不十分と認められるときは、当該法人等の代表者に対し、必要な指導を行うものとする。

(関係課所との連携)

第13条 検査の重点事項及び実施計画の策定並びに検査の実施及び結果の処理に当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、福祉総務課長が別に定める。

附 則 (平成27年4月2日市長決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月3日市長決裁)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日市長決裁)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月19日福祉部長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日市長決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

- 1 越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年告示第265号）
- 2 越谷市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成28年告示第325号）
- 3 越谷市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱（平成19年告示第119号）
- 4 越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成27年告示第98号）
- 5 越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金交付要綱（平成27年告示第99号）
- 6 越谷市保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成27年告示第137号）